

警報時などにおける登下校について

1 気象庁から 暴風・暴風雪警報 が発表された時の対応

(1) 登校前、**学校所在地(春日井市)** に暴風・暴風雪警報が発表された場合

警報解除の時間	授業の扱い
当日の午前6時40分まで	平常登校および平常授業
午前6時40分 ～午前11時まで	解除後、 2時間を経て授業を始める
午前11時以降	授業中止

気象庁 | 警報・注意報



ア 学校所在地(春日井市)に暴風・暴風雪警報が発表されていないが、生徒の居住する市町村に暴風・暴風雪警報が発表されている場合は、自宅待機とする。

イ 道路の冠水、河川の増水、交通機関の途絶等により、生徒が安全に登校することが困難であると校長が認める場合は、自宅待機とする。

(2) 登校後に暴風・暴風雪警報が発表された場合

ア 安全が確認される場合は、下校させる。

イ 校内で待機させる。

(3) 暴風・暴風雪警報以外の警報(大雪、波浪)および注意報が発表された場合は、平常登校および平常授業とする。

2 気象庁から レベル4危険警報(大雨・土砂災害・氾濫・高潮) が発表された時の対応

(1) 登校前、**学校所在地(春日井市)** に上記の危険警報が発表されている場合

ア 自宅待機とし、早めの避難を検討する。授業の再開については学校からの指示に従う。

イ 学校所在地(春日井市)に上記の危険警報が発表されていないが、生徒の居住する市町村に上記の危険警報が発表されている場合は、自宅待機とする。

ウ 道路の冠水、河川の増水、交通機関の途絶等により、生徒が安全に登校することが困難であると校長が認める場合は、自宅待機とする。

(2) 登校後、上記の危険警報が発表された場合

ア 校内で待機させる。

イ 状況に応じて校外の避難所へ移動し、保護者へ引き渡す。

(生徒のみで下校させない)

3 気象庁から 特別警報(暴風・大雪・暴風雪・波浪) または レベル5特別警報(大雨・土砂災害・氾濫・高潮) が発表された場合の対応について

(1) 登校前、**愛知県下のいずれかの地域(田原市を除く)** に上記警報が発表されている場合
自宅待機とし、命を守る最善の行動をとる。特別警報解除後も、学校の指示に従う。

- (2) 登校後、愛知県下のいずれかの地域(田原市を除く)に上記警報が発表された場合
原則、校内で待機し、命を守る最善の行動をとる。

(下校させない。安全が確保されるまで保護者への引き渡しもしない)

4 各市町村から警戒レベル4(避難指示)以上の避難情報が発令された時の対応について

- (1) 学校所在地(春日井市)に上記の避難情報が発令された場合
ア 登校前の場合は自宅待機とし、早めの避難を検討する。
イ 登校後の場合は校内待機とし、保護者へ引き渡しを検討する。
ウ 授業の再開については学校からの指示に従う。
エ 学校所在地(春日井市)に上記の避難情報が発令されていないが、生徒の居住する市町村に上記の避難情報が発令されている場合は、ア～ウに準じて対応する。
- (2) 警戒レベル4(避難指示)以上の避難情報が解除された後も、災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況に関する情報収集に努め、安全に登校できると判断できるまでは登校しない。

5 その他

平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

6 南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が発表された場合には、その後の情報の発表に注意し、通常通り授業を行う。愛知県教育委員会から指示があった場合は、これに従う。
- (2) 南海トラフ地震に関する情報は「定例」と「臨時」があり、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際、臨時情報が発表される。臨時の情報は、次のいずれかの場合に発表される。
- ・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された、又は調査が継続されている場合
 - ・ 観測された異常な現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
 - ・ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
- (3) 学校への連絡について
南海トラフ地震等の大規模地震発生後、学校への電話連絡が繋がりにくい場合には被災状況等を災害用伝言ダイヤルに録音する。
- ◆ 災害用伝言ダイヤル171の録音方法

171 → ガイダンス(録音) → 1 → ガイダンス(学校の電話番号) →

→ (0568)84-1115 → 生徒番号、氏名と現在の状況を録音

台風等異常気象時における対応例のまとめ

種類			自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象庁が発表する防災気象情報	特別警報	暴風、大雪、 暴風雪、波浪	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機
	警報	暴風、暴風雪	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時まで解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雪、波浪	平常登校	平常授業
	注意報	強風、大雪、その他	平常登校	平常授業
	レベル5 特別警報	大雨、土砂災害、 氾濫、高潮	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機 校内の高い場所または 崖から離れた場所に移動
	レベル4 危険警報		自宅待機 (早めの避難を検討する)	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	レベル3 警報		平常登校	平常授業
	レベル2 注意報		平常登校	平常授業
市町村が発表する避難情報	春日井市	警戒レベル4 (避難指示)以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3 (高齢者等避難)以下	平常登校	平常授業
	生徒が 居住する 市町村	警戒レベル4 (避難指示)以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3 (高齢者等避難)以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※生徒の居住する地域の災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当生徒を自宅待機とする。